## 暮らしを支える 税 の話　～11・12月は市町村税・県税滞納整理一斉強化期間～

私たちが普段利用している福祉や教育などの行政サービスは、皆さんに納めていただいている**「町税」**という大切な財源に支えられています。もし、町税を滞納すると、督促（とくそく）などの滞納整理手続きに予算が割かれてしまい、期限内に納めていただいている多くの町民にとっても不利益となります。

町は、県、県内市町および地方税滞納整理機構と連携し、11月と12月を一斉強化期間として、滞納整理を行います。期間中は、積極的な納付催告および差し押さえを行うほか、滞納整理の中で明らかになった居所不明者の実態調査なども行います。

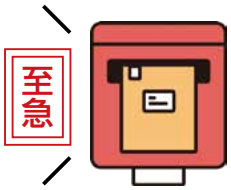
### 滞納整理の流れ

**納税通知書の送付**



税額と納付期限を書いた書面を送付します。

**督促状の送付**




期限内に納付がない場合、督促状を送付します。

**財産調査の実施**



督促状送付後も納付がない場合、金融機関や勤務先などへ調査を行います。

**差し押さえの執行**



調査によって発見した財産を差し押さえ、滞納している町税に充てます。

### 納付に関するご相談はお早めに!

災害や病気、失業などのやむを得ない事情により、期限内での納付が難しい場合は、早めにご相談ください。

### 差押不動産の合同公売会　開催

日 11月18日㈫13時～
場 中予地方局6階　第2会議室
問 地方税滞納整理機構 ☎(913)5800
高松国税局特別整理第一部門 ☎087(831)3111

地方税滞納整理機構HPはこちら

国税庁公売情報はこちら

Check!

### 日中に役場へ来られない人へ　夜間窓口を開設します

日 12月7日㈪～11日㈮　17時15分～20時　場 税務課
内 町税および保険料の納付、納付相談、分割納付の手続き、口座振替登録など



問 税務課 収納係 ☎(962)2061